

静岡県自転車道等設計仕様書の改訂 について

国土交通省 中部地方整備局
静岡国道事務所
浜松河川国道事務所
沼津河川国道事務所



静岡県自転車道等設計仕様書の改訂について

1. 改定のポイント.....	1
-----------------	---

- 『道路構造令の解説と運用』が令和3年3月に改訂されたことに伴い、『静岡県自転車道等設計仕様書』を改訂。
- 『静岡県自転車道等設計仕様書（H29.3）』における自転車専用通行帯は、道路交通法に基づき定められていた。
- 道路構造令に「自転車通行帯」が新たに規定されたため、定義の明記、路肩設置、整備形態の追加 等の改訂を行った。

■ 道路構造令の解説と運用(R3.3改訂)

(自転車通行帯)

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(自転車通行帯)

第9条の2

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

道路構造令の解説と運用（R3.3日本道路協会）

■ 静岡県自転車道等設計仕様書（R4.3）

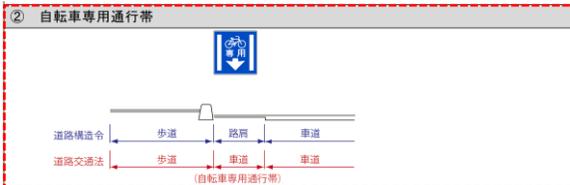
旧

2. 道路法（道路構造令）と道路交通法の関係

2-1 法令上の自転車通行空間

「道路構造令」、「道路交通法」による、自転車通行空間に関する用語の定義を以下に示す。

用語	道路構造令	道路交通法	参照
自転車専用通行帯	-	(第20条第2項) 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。	図2-1②



新

2. 道路法（道路構造令）と道路交通法の関係

2-1 法令上の自転車通行空間

「道路構造令」、「道路交通法」による、自転車通行空間に関する用語の定義を以下に示す。

用語	道路構造令	道路交通法	参照
自転車専用通行帯	-	(第20条第2項) 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。	図2-1②
自転車通行帯	(第2条第15項) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の部分を用いる。	-	図2-1③

